

有限会社岡崎酒造場 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 4月 1日～令和11年 3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：地域の子供の工場見学及び若者のインターンシップの受け入れを行う。

<対策>

- 令和 6年 6月～ 受け入れ態勢について検討開始
- 令和 6年 6月～ 受け入れを行う工場・部署への説明及び体制づくり
- 令和 6年 6月～ 関係行政機関、学校との連携
- 令和 6年 8月～ 社員への周知及び必要に応じて広報活動の実施
- 令和 6年 9月～ 工場見学及びインターンシップの受け入れ開始

目標2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備を行う。将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 6年 4月～ 対象従業員と面談し、社員の希望する働き方等の意思確認を行い、併せて、制度に関するパンフレット等を配布し情報提供を行う。
その他の従業員に対しても、制度に関するパンフレット等資料の配布、管理職を対象とした研修及び社内広報誌などによる社員への周知を行う。
該当する社員に希望する育児休業期間の確認と、復帰後は時差出勤制度等を希望するか確認を行う。
会議資料や社内広報誌等で、社員への定期的な情報提供を実施。